

安發 明子（フランス在住コーディネーター）

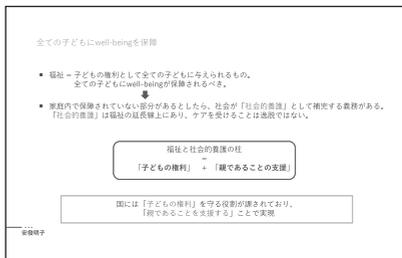
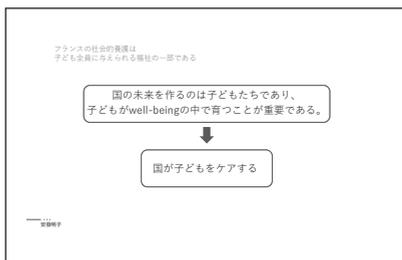
安發 安發明子と申します。全く無名ですので最初に少し自己紹介をさせていただきます。日本で2000年代の学生時代に児童自立支援施設でボランティア活動をし、福祉を必要な人を社会がどのように支えるか、子どもたちにチャンスが与えられる仕組みを知りたいという気持ちから日本とスイスの児童福祉に関する施設をたくさん訪問しました。

当時日本では、研究分野で出ているものを現場の人は読む余裕がなく良い人材を雇う予算もない、国はまだ社会的養護にあまり関心がなく、国・研究・現場が連携して取組んでいるとは言い難い状況でした。日本の同年代の若い人に施設で育つ子どもたちのことを知ってもらいたい、若い人たちが関心を持てば将来は改善されていくのではないかという気持ちから書いたのが『親なき子』というルポルタージュ本です。社会制度が違えば子どもの未来が違うということを日本とスイスの施設にいる子どものライフヒストリーを元に書きました。

フランスに移住してからはパリ市とパリの北に位置し一番移民の多いサン・ドニ県にて主に児童養護施設で調査しています。フランスでは県が福祉の実施主体ですので、県による違いが大きく、私の調査結果はフランス全体を表すものではないということをご理解ください。

私が理解したフランスの福祉と教育についての考え方はこうです。国の未来を作るのは子どもたちであり、子どもが well-being の中で育つことが重要であるということです。

まず、全ての子どもに well-being



フランスでは別の計算になっているので、実際は日本の10倍以上の割合の子どもをフランスではフォローしていることとなります。児童相談所や社会的養護という名称もフランス語では「子どものための social aid」であり、広いサポートをイメージする名称です。

フランスは20人クラスだと2クラスに一人くらいが児童相談所のフォローを受けていて、人数は多いのですが、必要な時に集中的に実施することを重視しているので、比較的短期間です。施設についても、一年に入所する子どもの2/3は一年以内の短期入所です。施設が5人くらいの単位だったり、職員の配置基準が子ども二人に職員一人だったり、なぜここまで手厚いケアを実現できているのか？質問しても返ってくる答えは『『子どもの権利条約』というものができて求められることが具体化したから』『人権に対する意識が変わり以前の方法は受け入れられなくなったから』『何が効果的かという研究が次々と発表されているから』などというもので、日本も25年前に批准したにも関わらず状況は大きく違うため、他の理由を探す必要がありました。

「なぜフランスの児童福祉は社会的関心を集め、発達したのか？」について、構造の違いから見ていきたいと思います。

社会的養護の歴史としては、それまで孤児の救済は教会の使命だったのが、1901年に政教分離原則にもとづき福祉団体をアソシエーションとして県に登録し県から福祉を委託されるという構図になりました。

社会的養護について国は大まかな指針をたて、実施主体は県、しかし県は児童相談所を運営しているものの、実際子どもと親のケアをおこなう在宅教育支援組織、施設や里親は民間団体であるアソシエーションに委託しています。つまりアソシエーションが競い合って活動をPRし、県の公募に参加してサービスの承認を受け、子どもを受け入れるのです。その中で斬新な取り組みも生まれますし、独自の取り組みのアカデミックな裏付けが得られるように研究者と協力関係を築くことにも積極的で、脳科学、行動療法などさまざまな分野の研究を貪欲に取り入れ、各種専門家を招いて子どもをみてもらい、競争力をつけようとしています。コングロマリットアソシエーションも生まれているくらい、企業のような競争原理が働いており、ロビー活動で政治も動かしています。例えばアソシエーションの代表といると、県の担当と昼食会でこんなニ-

ズがある、他さきがけての県にこんな事業を始めたらいいだろうという話が出たので新しいセクションを作って提案することにしたというような話をよくしています。

基本的な委託料は県から支払われているのですが、活動費、つまり子どもが職員と週末に出かけたり旅行したり習い事をする費用はアソシエーションへの寄付でまかなわれているので、その広告を見る機会は多く、市民の日々の生活の中に福祉を知る機会、参加する機会があります。

国の方針にも当事者参加が重要であることは明記されており、県議会の話し合いや、県の担当者会議、各アソシエーションの会議には児童相談所出身者がアドバイザーとして参加しています。

そこに現場では移民の影響も大きくあります。フランスは帝国主義時代から現在に至るまで海外領があり、現在も戦争をしています。その影響で今も移民を集め続けています。

人の移動について福祉には長い経験があり、そのもたらす影響について知る機会も幾度もありました。例えば国は1981年まで、海外領であるRéunion島の施設の子どもたちを後継者の少ない農村、家庭内手工業の継承、高齢化対策としてフランス本土に合計1600人移動させ、その多くが精神疾患を発症したという研究結果が発表されています。

毎年流入する移民の半数は単身で渡仏した未成年です。未成年で家族がいないと即日保護され翌日から教育が受けられます。移民と言っても、実際福祉施設で出会う子どもの多くが紛争地出身ではありません。コンゴ、コートジボワール、ギニアなどフランスの旧植民地から来ています。自国での将来像が描けず自分で来ることもありますし、家族がお金を出し合って一族で一番優秀な子どもをフランスに送り、その子が成功して家族を呼び寄せてくれることを期待しているケースもあります。

そして現場のワーカーたちは、移民一世が成功しないと、二世、三世は大きなプレッシャーとしわ寄せの中育つことを見てきています。移民については100年の歴史があり、その結果を目の当たりにしているので、未来の投資としての教育やケアの必要性については共通認識があると思っています。

そこに児童相談所のケアを受けて育った若者たちによるMeToo運動、メ

ディアの告発など大臣が翌日にも対応を迫らせる場面が度々あり政治にも影響があります。

福祉関係者は言います。「子どもを守れば守るほど、将来、行動障害や精神的な医療が必要、住居や社会保障のお金が必要な大人を減らすことができる。教育を受けられケアされた子どもは、ケアを受けられなかったときよりよい社会の未来を作ることができるということを常に世の中に伝えています」。そのために、メディアに積極的に出る、活動の内容を詳細に公開しているなど広報活動をしています。特に、調べ物をしていると政府や県の情報が最初に出てくるようにされていることが正しい理解を進めるのに役立っています。

これらが「国として子どもをケアすること」についての市民の理解を得ているということにつながっています。

福祉と社会的養護の柱 = 「子どもの権利」 + 「親であることの支援」と先ほど申し上げましたが、それぞれについて細かく見ていきたいと思います。

① 「子どもの権利」

日本は子どもの権利条約について国連から「権利を有する人間として子どもを尊重しない伝統的見解のために子どもの意見の重みが深刻に制限されている」こと、親に「民法上の親権概念によって包括的支配をおこなう権利が与えられていることへの懸念」が指摘されており、社会内での子どもの立場自体を考え直すことが求められています。国際的圧力の中で2016年に児童福祉法が改正され、法律上は「子どもが権利の主体」であることが明確にされましたが、それでもなお、子どもが助けを求めても父親が反対したために必要な期間保護されなかったため死亡したという事件が去年も起きています。

フランスとの一番の違いは、フランスでは「子どもの意思を尊重」していることです。その実現のために、専門家が全ての子どもに関わり子どもの福祉守り、必要であれば司法を利用しています。

<p>1. 「子どもの権利」</p> <p>● 子どもが権利の主体である → 予防的視点</p> <ul style="list-style-type: none">● 専門家の配置（3ヶ月の保育期から施設まで全ての学校に児童福祉士の専門家が、地域ソーシャルワーカー、警察には未成年保護官）● リスクや保護の判断をするのは児童福祉士や警察に委任されている子どもの9割は裁判官等）● 社会全体で子どもの守る仕組み（心配な情報の取壊と判断をする際の専門機関がある）● ほたけの定章「子どもの保護、安全、権利侵害の発生やリスクにさらされている、子どもの教育的、身体的、情緒的、知的、社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」と通報義務。 <p>2. 「親であることの支援」(parentalité)</p> <ul style="list-style-type: none">● 児童期-児童期になったときに良い関係を子どもと築けるようなケア、暴力、絶縁力継続のケア● 児童期-児童期から家庭に出入りし児童期からparentaliteの誕生を支える● 保乳=幼少期から社会で子育てをする仕組み
--

児童福祉の分野で考え方の大きな基軸になっているのは1900年代の精神分析家 Françoise Dolto のものです。子どもには真実を話すこと。子どもは直感として真実を知っている。子どもは大人と全く平等な存在であるということです。

子どもは皆「愛され、ケアされ、心穏やかに暮らし、必要な情報を与えられる権利がある」という考えかたなので、親が一部与えられないのであれば福祉サービスが与えられるよう支援し、親が一時的に与えられない状況であれば、それを与えてくれるところに預けるというのが福祉と社会的養護の考え方です。

そのために、日本にはない子どもを守る制度もあります。例えば匿名出産です。もともと出産は無料なのですが、親が子どもを育てられない場合、事前の手続きなく匿名で病院で出産でき、その子どもは乳児院で専門家たちに最初のケアと見極めをしてもらい、2ヶ月の猶予期間を経て一番適した養親が選ばれ託されます。子どもにとって歓迎され愛情が与えられ、養育環境が整った中で育つことができるのでチャンスです。

バルマンというフランスの有名なファッションブランドがあるのですが、そのデザイナーが匿名出産で生まれた子どもだということは『Wonder Boy』という映画にもなっています。「誰も成功することなど想像しなかった子ども」という意味で本人がつけたタイトルだそうです。毎年フランスで600人の赤ちゃんが匿名出産で生まれ新しい家族を見つけています。

親に関する情報がなく育った子は、親の情報がある子どもより思春期を乗り越えるのが難しいという批判があり、バルマンの彼も、似てる人を見かける度にあれが自分の父なんじゃないかと考えると言っています。知る権利を守るために匿名出産の子どもの出自に関する情報を統括している国の機関が2006年に設置されており、子どもが将来望んだときその機関が親にコンタクトを取り子どもに情報を提供していいかやりとりを仲介できるようになっています。

妊娠から生後3ヶ月までは妊産婦幼児保護センター、その後は保育、その後は学校が、子どもの福祉が保障されているか確認するとともに、子どもから相談があったらすぐに対応できるようになっています。また、専門家としてリスクを感知したら情報を上げる義務があります。学校からのリスク情報が一番多

内の学校の校長と児童福祉専門職、PMI や医療機関や小児精神医療専門機関 CMP、アソシエーション、皆参加しています。そこではそれぞれ、こういうケースがあったという情報を出し合うことで何がリスクでどうサポートするか話し合われます。

児童相談所でフォローしている子どもの76%は裁判官命令、施設や里親宅に措置されている子どもでは90%なのですが、子ども専門の裁判所があり、子どもの福祉専門の裁判官が担当します。

親の合意のもと施設や里親措置されている子どもは10%しかいないということです。子どもの権利という点で司法が関わることには大きなメリットがあり、一つは子どもが希望や意見を言う場所が確保されていて、子どもの希望を叶え子どもを守る判断をくだすことができること。もう一つは、半年か一年に一度の裁判なので、支援のゴールと節目がはっきりしており、状況が改善したら自宅に戻るなどの目標が明らかになることです。そして、親が非協力的であるケースを取り逃がさず予防・保護を実現できます。

警察はどこの署も未成年保護班 brigade de protection des mineurs という専門の部隊があるので、近隣の人の通報や、学校で子どもが「親に叩かれた」と言ったら未成年保護班が出動、CRIP 裁判所経由で児童相談所の施設に保護、それと同時に調査し裁判資料を用意します。つまり未成年が被害届を出したり訴えなくても検察に資料が出ます。兄弟間の暴力でも、加害者は罰せられません。

専門家が子どもの well-being が保障されているか目を配り、必要であれば司法の判断を仰ぎ、警察も子どもの安全を最優先した専門の部隊がいる。親が育てられなくても子どもが愛されて育つことのできる仕組みがある。これらが子どもの権利を守る土台になっています。

予防的視点

次に子どもの権利を守るため予防的視点で取組んでいることについて紹介します。

予防は児童相談所よりずっと大きな仕組みとして取り組んでいて、何重にも児童福祉の予防・サポート体制がある中で、一番のエキスパート集団として児

童相談所があるという構図です。なので、とても多くの子どもたちが日常的に他の身近な児童福祉の専門家のフォローを受けています。

まず、全ての3歳未満の子どもをフォローしているPMI（妊産婦幼児保護センター）という各区に1箇所以上ある機関が、妊娠がわかったときから24ヶ月まで全件チェックをおこなっています。

センターではその情報をもとにリスクの可能性のあるケースを選び、妊娠から助産師が家庭訪問します。

退院時に産科の判断で支援が入るケースも多いです。私も出産時に外国人で家族も近くにいないことから、家事ヘルパーを入れた方がいいか、しばらく保育士に来てほしいかなど病院で退院時に聞かれました。退院後48時間以内に全員に助産師が自宅訪問に来て、その後必要なだけ訪問があります。また、退院すると一週間、二週間、1ヶ月と決められたタイミングに赤ちゃんの体重を量りに妊産婦幼児保護センターに行かなければならないのですが、その待合室には心理士や保育士や助産師、児童保護専門医がいて、体重を量ることを口実に母子の関係がうまくいっているか、子どもの様子も見ています。

3ヶ月から保育園、保育ママ、ベビーシッターという選択肢の中から合ったものを収入の1割の額で受けることができます。そもそも結婚をしないことの方が多いこともあり働く女性が圧倒的に多く、親が仕事ができないことはリスクとされているので、仕事ができるような体制になっています。保育園には看護師、心理士、医師がいるので常に専門職と接する機会が与えられており、親の判断でリスクが放置されない仕組みになっています。

3歳から義務教育なので、3歳になったら必ず教育関係者、児童福祉の専門家の目の届くところに子どもがいるということになります。

状況が改善されなければより専門的なケアが得られる機関が紹介され、それでも状況が改善しなければ児童相談所につながるようになっていきます。一人の子どもにリスクが感じられた場合は、一人だけケアすることなくその世帯にい

<p>1. 「子どもの権利」</p> <ul style="list-style-type: none">子どもが権利の主体である → 予防的視点専門家の配置（3ヶ月の産後期から産後まで全ての学校に児童福祉の専門家がいて、地域ソーシャルワーカー、警察には児童相談官）リスクや保護の判断をするのは司法施設や警察官に預置されている子どもの割合は裁判官命令社会全体で子どもの守る仕組み（心配な情報の収集と判断をする県の専門機関がある）リスクの定義「子どもの健康、安全、精神性が危険やリスクにさらされているか、子どもの教育に身体的・情緒的・知的・社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」と定義される。 <p>2. 「親であることの支援」(parentalite)</p> <ul style="list-style-type: none">産後期→産後期になったときに良い関係を子どもと築けるよう心のケア、暴力・暴力経験のケア産後期→専門家の家庭に入入りし妊娠中からparentaliteの発生を支える産後→産後期から社会で子育てをする仕組み
--

る子ども全員と親を対象として、まずは予防として家族まるごとケアをおこないます。子ども全員が福祉を受けている延長線上に、社会的養護があるので

す。
 施設・里親支援が必要になるまで状況が悪化してしまうと、子ども一人当たり1日3-7万円もかかってしまい、かつ子どもが不適切な状況の中で過ごす期間が長ければ長いほどリカバリーに時間がかかり引いては国にお金がかかることになってしまうというのが予防にお金をかける理由だと県の担当者は言います。

② 「親であることの支援」 (parentalité)

福祉業界では子どもを育てる、子どもを教育することはとても難しいことなので、性教育と同じように学校で「親になること」について教えるべきだという意見もあります。

「親が何でも一人でできなければならない」「親は自分の子どもは自分で対応すべきだ」という考えではなく、親は子どもをサポートするキーパーソンなので親の支援をおこなうことで子どもを守るという考え方をします。

家族のスタイルはフランスではさまざまなので、育児は家族内で賄うべきものであるという考えではなく、積極的にサポートする体制があります。私のような移民も多くいますし、結婚していないカップルのもとに生まれる子どもが日本は2%であるの



に対しフランスでは60%です。アフリカや海外領の子をフランスにいる親族が良い教育を受けさせるため預かっているということもよくありますし、海外領の中にはそれぞれ違う父親の子が大勢いることを価値としていて父親の育児協力を前提としていない文化の人もあります。生活保護も個が単位なので、家族としての単位ではなく、福祉を必要としている個人には福祉を提供するという体制があります。母親が病気のときに家庭にヘルパーがくるなど臨機応変に無料のサービスがあります。一貫しているメッセージは、「自分でなんとかしな

さい」ではなく、「必要なときは助けを求めても良い」ということです。

妊産婦幼児保護センターの助産師は「親になることは誰でも最初は難しく、完璧な家族などいないので親になることを支える。社会的サービスがあり専門家がいてを知ってもらい、子どもの幸せのために使ってもらおうことを目指している」と言っています。

親になることの支援については、思春期から、将来親になったときに良い関係を子どもと築けることまで意識した心のケアがされています。

虐待の背景に、虐待をした母親の幼少期の断絶経験、心理的に孤立して感じている傾向（Tursz）があることが研究でわかっており、なるべく幼少期からケアをすることが将来親になったときに重要であると考えられています。産科、保育園、学校にも心理士がいて心理面の観察とケアをしています。実際小さいうちはより専門的なケアを心理士が勧めても、親によっては学校の心理士の範囲を超えたケアはおこなわない可能性があります。それが、12歳以上になると、親の同意不要で、無料・匿名でカウンセリングを受けることのできるセンターを利用することができます。それに加え、避妊がケアのチャンスとして利用されています。学校の保健室、そして各区にある「家族プランニングセンター」で未成年も無料・匿名で避妊具の支給を受けることができます。将来親となる未成年のリスクを感知しケアをするのが目的とされています。そのセンターには心理士、婦人科医、パートナー間アドバイザーなどの専門職がいて、診察の際に自動的に問診で以下の項目を全て一つ一つ質問します。

性生活、パートナー間のDV、暴力被害、過去に暴力を目にした経験、心理的暴力の経験、性暴力、望まないセックス、売春、麻薬、知らない人との性交や複数での性交など危険を冒す傾向、精神疾患などについて聞きます。「暴力を受けたことがありますか？」と聞いたら答えるものなので、リスクを感じたら決して取り逃がすことはしないと伝えます。そういった経験について話せる場所がある、ということを知り若い人たちが認識することが大切であるとされています。ケアを受けてパートナーと対等な関係を築ける、コミュニケーションがとれる、自分の体を自分のものとして扱えることが親になるにあたって重要であるとこの職員は言います。

社会的養護の中で「親であることの支援」

フランスでは、児童相談所は子どもと親両方に働きかけをおこないます。子どもが入所していても同じです。子どもへの対応とは別に親支援担当の部署を別に持っているところもあります。なので、施設措置などは短期で、状況が整い次第週末やバカンスは自宅で過ごし、親の準備ができ次第在宅教育支援に移行するようにしています。親子分離でも期間は短く、実親とも積極的なやりとりがあるのが特徴です。

多くの親にとっては「親であること」の役割が十分全うされていないと裁判所で子どもの前で指摘されることからのスタートであり、裁判が親子関係に与えるダメージは大きいとする研究者もいますが、専門家たちがチームになり、良い親子関係が再構築できるよう模索します。

しかし、1年以上親と連絡がとれない、親が面会や裁判に来なかったり子どもの必要としていることに応えない場合、親権を剥奪し養子縁組できるよう準備する機関もあります。CESSEC Commission pluridisciplinaire et pluri-institutionnelle chargée d'examiner la situation des enfants confiés à l'aide sociale à l'enfance（児童相談所に預けられた子どもの状況を調査検討する学際的、複数機関横断的委員会）という名前の機関です。

フランスは、重要なポイントについてそれぞれ専門の機関を作ることによって、問題がそのまま放置されないようにし、かつ各関連機関に情報が共有されるようにしています。他にも社会的養護が全ての県で適切におこなわれているか情報収集し国に提言する国立研究機関などもあります。

在宅支援もいくつものレベルがあり、エドゥケーターが家族のもとで毎日1時間過ごすなど裁判で詳細に決められます。例えば子どもの遅刻や欠席が見られるときは、社会家族テクニシャンという2年で得られる家族生活支援のスペシャリストが平日毎朝7:30-9時に通い、起床、朝ごはんの準備、朝食、学校への見送りまでを家族と一緒に行うことで生活リズムや生活習慣を作る手伝いをし、エドゥケーターは夕方宿題の時間に行き子どもの教育面を指導しつつ親の行政手続きなどを手伝うという役割分担をします。そうすると、平日毎日2時間半ずつ、二人の専門家が家庭で一緒に過ごすという在宅支援の方法になります。更に親は日中プログラムに通います。

実親や里親同士がお互いに解決方法を見つけ出すというプログラムも多くおこなわれています。実親が子どもに対し強いストレスを感じたその当時の状況を皆の前で話し、それぞれ他の親たちが自分たちだったらどう対応するなど意見を言い合い、その場を心理士が交通整理したり言葉にして考えるのを手伝うというものです。

在宅で、親になることを支え、家族と一緒に暮らせることを重視しているので、将来的には、子どもが希望する場合はなるべく親元で暮らしたまま状況を改善させる方向が目指されています。つまり予防をしっかりすれば保護は必要なくなるのが未来像とされています。

親によっては薬物依存、売春、精神病など環境を整えきれないことがあっても、子どもが希望すれば自立を視野におく14歳くらいから在宅教育支援の形にし、親を理解した上で適切な距離を置くことを学び、自分自身の人生を設計していけるように支援しています。例えば、ある14歳の女の子は母親が薬物依存で売春をしているのですが、施設にいと母が電話に出ないことが度々あり母が心配で勉強も手につかないので、自宅に戻し、日中は学校に通い、放課後と休日は日中入所の施設で個別に勉強をみてもらったり心理士やエドゥケーターに話をするというスタイルに変えました。母の様子、その周りにいる信頼できない大人など、本人がショックを受ける機会は度々あるのですがその度にサポートを受け、徐々に自分の未来についても考えられるようになり、結局自分の判断で、遠い県にある全寮制の職業訓練校を選び親元を離れました。子どもにとって難しい現実に関わり合うことになりませんが、自立してから親にたかられる、親の精神状態に振り回されることなどを防ぎ、有効であると言われてます。

里親

社会的養護の中で子どもの権利がどのように実現されているかについてお話します。

児童相談所や施設の職員はスペシャリエドゥケーターまたはソーシャルワーカーの資格を持っています。ともに3年間の専門的な学びで得られる資格です。エドゥケーターは教育の専門職という意味です。里親は家族アシスタント

と呼ばれていて、国家資格もあります。いずれも 15-17 歳、15-18 歳の専門高校で得られる保育や高齢も含む対人援助の資格で就職し、その後勉強を続け先ほどの資格を取得する方法もあります。学業成績が良い一部の生徒しか普通科高校には行けず、15 歳からこれらの専門高校に進学する生徒は多いので、人材確保という点では窓口は広いです。

日本は里親を増やすということに注目されがちですが、フランスはそもそも施設の単位も小さく、多様な専門職がいるなど施設の良い面も多くあるので、里親か施設という議論はおこなわれず、子どもに合った受け入れ先の選択肢は多い方がいいという考えです。受け入れ先も子どもの意向をふまえて決めます。最初の保護所から、施設や里親をエドゥケーターと一緒に見に行き面接します。里親も施設も民間のアソシエーションが運営していることが多いので、それぞれ個性があり、子どもが気に入るところ、専門家としても子どもに合ったところを選ぶことになります。

思春期以降施設入所する理由の一番は親子ゲンカです。つまり、子どもの希望での入所で、社会サービスとして施設は理解されています。大きくなってから施設に来た子どもに話を聞くと、父が家に連れてきた女性が嫌だった、兄にいつもバカにされているのに親が見て見ぬふりをしていて、母に家事や兄弟の世話をさせられていた、母が自分の彼氏の批判をしたという理由で自ら警察の未成年保護班、児童相談所や CRIP に連絡し、保護され、施設や里親を見学するなかで住む場所を選んでいきます。その間のステップとして、地域にも子どもの希望で 3 泊くらいまで宿泊できエドゥケーターや心理士のケアが受けられる場所があります。学校から「家出したりよく知らない人のところに泊まったりするくらいならここに行きなさい」とチラシをもらっていて子どもたちは自分を守ってくれるシェルターがあることを知っています。

子どもの権利は守られていますが、子どもが主張しすぎていて子どもが施設に文句をつけて違う施設に移動したり、長い目で見て折り合いをつけるという練習ができない点やケアの連続性という点ではデメリットもあるように思います。

最後にフランスで里親がどのような役割を担っているかについてお話したいと思います。

児童相談所がフォローしている約半分が親子分離しており、うち約半数が里親宅にいます。県による差が大きく、里親の割合が13%のところから、86%のところまでさまざまです。

里親は登録すると子どもを受け入れていなくても固定の月6万円ほどの給料が払われるのですが、例えばパリ市の場合は4ヶ月間子どもが委託されないと契約解除になるので、評判のいい里親は続き、選ばれないと仕事がなくなるという仕組みになっています。契約解除になると他の市や団体に登録することができますが、以前の雇用主から情報は共有されます。

里親のプロフィールとしては、受け入れる里子より少し年上の子どもがいることが多いです。つまり30-40代で、母子家庭もいます。仕事をしていて副職として里親をしている人もいます。

施設の方が費用が高く、一人の子供に施設だと月70万円、里親だと28万円)かかります。

里親の給料はパリ市の場合1人の子供の受け入れで約17万円、二人預かると28万円。一人の場合は最低賃金に近いのですが、二人預かっていれば市の児童相談所職員よりも給料が良い計算です。それに、勤続年数に応じた加算、緊急受け入れ、障害や病気の子どもの加算などがあり、洋服、日用品、学校で必要なものの購入代、子供のおこづかい、クリスマスプレゼント代など子どもにかかる費用は全て別に支払われます。年46日有給休暇があり消化しないと年度末にその分が支払われるので、子供と一緒に旅行に行ったり帰省する場合は1.5ヶ月分給料が増えます。もちろん子供の旅費も別途出ます。

里親の割合は10年前に比べ10%ほど減っています。理由としては、16歳以上の子どもは施設や里親に残るのではなく、一人暮らしやルームシェアのアパート生活で自立の準備ができるようになってきていること、中高生は全寮制の学校への入学を希望することが増えていることなどです。

里親も子どもも全員心理士のサポートを継続して受けていて、もちろん24時間対応の相談窓口があります。里親は障害のある子どもを受け入れる場合などは外部の機関で研修を受けることができます。

妊娠中から全ての子どもに権利として福祉を与え、それを専門家が守り、子どもの意向を汲み取り実現する仕組みがあること。子どもをケアするには親も

ケアすること。将来良い親子関係が築けるよう幼少期から大人になるまで一貫して心理に力を入れ被暴力経験は特にケアしようとしていること。それらの環境を国が整え確保していることをご紹介しました。もちろん、だからといって完璧が実現できているわけではもちろんないのですが、まずは制度があり専門性を磨いた人材を育て確保できることが重要だと思います。

最後に福祉職員の言葉を紹介し結びとさせていただきます。「親が良くない、うまく対応できていないと考えるのではなく、親自身が困難を抱えていてそういう状況になってしまっているということを皆が認識する必要があります。元の性格が悪くて子どもを殴っている、虐待しようとしているという親は見たことがありません。それよりは、親が子どもを前にどうすればいいかわからない、自身のキャパシティを超えているように感じている、子ども自身が問題を多く抱えていてとても落ち着きがなく、親が疲れ切っていていつもイライラさせられて結局たいてしまったということもあります。虐待する親というのは自分の子供を嫌いな親ではありません。他の方法をとることができない状況だったので。親をサポートするという視点で見る、それが世の中の共通認識になる必要があります」と言っています。

それを実現するためにフランスは幾重も重なるセーフティネットで子どもと家族をケアする体制を作り上げたのだと考えます。

中村 ありがとうございます。いろいろ聞きたいこともたくさんあると思うのですが、どうでしょうか。冒頭申しましたけれども、やっぱりため息が出ましたよね。「そうか、そこまでやってるか」という感じの話はたくさん出てまいりました。その上で私たちとしてどうするかということを深めたいなと思っています。